

川内村災害復興支援ビジョン（案）



自然の村長 モリタロウくん

目 次

○ 川内村災害復興支援ビジョン(案)をまとめるにあたって	1
○ 川内村の現状	2
○ 川内村災害復興支援ビジョン	3
○ 放射能汚染対策に関する事	4
○ 高規格道路の整備に関する事	5
○ 産業振興基盤の整備に関する事	7
○ 快適な居住地の整備に関する事	9
○ 財源確保のための施策に関する事	10
○ 川内村復興のために財源措置の流れに関する事	11
○ 原子力災害に対する損害賠償に関する事	12

川内村災害復興支援ビジョン（案）をまとめるにあたって

【目 的】

東日本大震災後の福島第一原子力発電所の放射能汚染による被害解決と風評被害の払しょくを行い、今後の川内村の復旧・復興を図るために必要な最善策を調査検討し、即急に行政機能を回復し、各分野における適切な支援策を見出し、村民の生活基盤の安定と安全安心を図ることを目的としてまとめる。
（併せて、川内村の復興に必要な施策実施のために必要な財源を、どのようにして獲得すべきかを検討しなければならない）

【策定のための着目点】

- ・ 川内村の現況の把握 ・ ・ ・ ・ ・ 災害前の川内村の状況を確認し、今後の見通しを想定する
- ・ 具体的な放射能の科学的根拠の算出 ・ ・ ・ ・ ・ 放射能汚染状況の把握、放射能汚染前の状況、放射能原子の半減期間の確認、
気象条件による放射線量の濃度算定、放射線管理監督機関の設置
- ・ 高規格道路の整備 ・ ・ ・ ・ ・ 東 — 富岡・楡葉方面、西 — 郡山・会津方面、南 — いわき・須賀川・白河方面、北 — 福島・相馬方面
- ・ 人口の増加 ・ ・ ・ ・ ・ 災害後においては、人口の減少は必然とされる面もあるが、反面、生活条件の安全性や利便性を考慮した居住地の提供により、
人口の増加を見込む
- ・ 宅地造成による居住地の確保 ・ ・ ・ ・ ・ 村有地を活用し宅地等の造成を図り、村外からの受入れ環境を整え入村を促す
- ・ 集合住宅の整備 ・ ・ ・ ・ ・ 村民の高齢化による福祉活動の充実を図ると共に集合化による村民サービスの効率化と向上を図る
- ・ 村民所得の向上と確保 ・ ・ ・ ・ ・ 「雇用の場」の創出、産業の育成と促進、村内生産物の村内消費を確立し、村出身者への協力依頼による販路拡大を図る
- ・ 農産物の適正品目の確認 ・ ・ ・ ・ ・ 川内村と気象条件が類似した地域を検索し、同気候における収益性の高い農産物の栽培を推進する
- ・ 村民への生活水の供給条件 ・ ・ ・ ・ ・ 地下水の活用と上水道の計画・整備（放射能汚染による安全性確認と安心確保のために水の供給条件を検討する）
- ・ 農地・林地の土壤改良・客土の必要性 ・ ・ ・ ・ ・ 放射能土壤汚染の現況確認と解決策
- ・ 温泉地としての観光事業の開発 ・ ・ ・ ・ ・ 既設「かわうちの湯」・「いわなの郷」を活用し、更なる観光物産の確保
- ・ 生活活動から発生する廃棄物の衛生的な処理 ・ ・ ・ ・ ・ リサイクルを主眼とした廃棄物処理の確立、ごみの分別処理、浄化槽・農業集落排水の完全普及
- ・ 行政推進・災害復興への財源確保の手段 ・ ・ ・ ・ ・ 原子力災害及び震災による復旧・復興のための各種事業に応じた交付金・補助金の獲得
村有財産の使用料収入、各種税収入(高額村民税納入者の定住化促進等)
- ・ 村民が生活しやすい環境づくり ・ ・ ・ ・ ・ 保育料の軽減、水道光熱費の軽減、医療施設・設備の充実、教育機関の充実、
販売店(スーパー・コンビニ含む)の充実等、生活道路の整備等
- ・ 村民の健康管理 ・ ・ ・ ・ ・ 帰村前に心身の健康状況を確認することや帰宅後の継続した健康管理・検診の実施

【川内村の現状】

〈概 要〉

福島県は3地方に区分けされており、川内村は、太平洋側の浜通りのほぼ中央部の高原地帯に位置します。気候的には、太平洋沿岸部分の気候とは異なり、内陸性の気象条件に似た気候を示します。川内村の世帯数は約1,100世帯で、人口が約3,000人の兼業農家を主体とした農村集落で、就労者のほとんどが、村外の原子力発電所関連企業に従事する割合が極めて高い状況です。村内の地形は、山林原野が村土の86%を占めており、平坦部では稲作等の農産物が作付されています。

1. 人口分布 (第三次川内村総合計画 … 5歳階層別人口の推移における平成12年人口より計上する)
 平成21年人口は、福島県統計協会発表の統計表 市町村、年齢(5歳階級)、男女別人口(H21.10.1現在)計上する

年齢別	平成12年	平成21年	比率	備考
0才～19才	439	413	14.2%	平成23年2月1日現在 ・・・2,819人
20才～59才	1,503	1,267	43.5%	
60才～	1,422	1,235	42.4%	
計	3,364	2,915	100.0%	

〔見通し〕
 震災後、サテライト方式による小中学校の児童・生徒数は、約70名程度である。左表より推測すると児童生徒が約300人減少しており、併せて保護者も約600人程度減少していると想定される。今後、川内村に速やかに帰村する人口は、高齢者を中心とした人数になると思われる。

2. 販売農家 農業就労人口 (2010年世界農林業センサス農林業経営体調査結果概要より)

年齢別	従事人口	比率	備考
15才～59才	84	17.9%	84 17.9%
60才～69才	104	22.2%	385 82.1%
70才～79才	187	39.9%	
80才～84才	73	15.6%	
85才以上	21	4.5%	
計	469	100.0%	469 100.0%

〔見通し〕
 農業就労者は、左表より60才以上の方々が主体となっているため、帰村される人口の中での農業就労者の割合はかなり大きい値を示すものと思われる。
 しかし、農産物の生産性を高め、収益性の高い農業経営においては、従事者の高年齢化は極めて厳しい状況と思われる。
 また、放射能汚染による農作物栽培の可否や畜産業の衰退もあり、農業の復興には、極めて厳しい状況にあると思われる。

3. 市町村内総生産 実数 (平成20年度より) 単位：千円

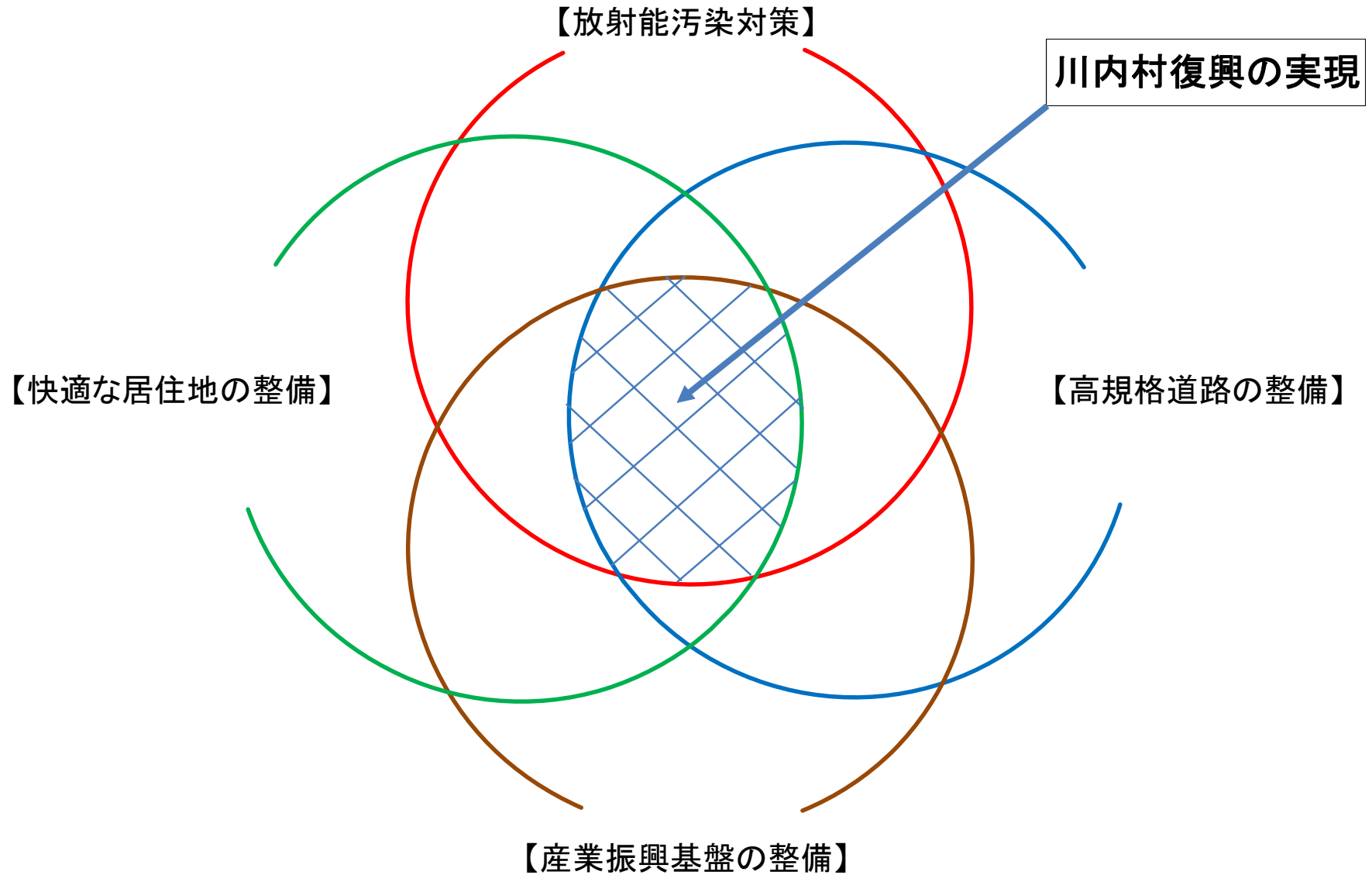
項目	金額	比率	備考
村内総生産額	7,791,000	100.0%	
第一次産業	1,233,000	15.8%	
農林水産業	1,233,000		
第二次産業	918,000	11.8%	
鉱業・製造業・	918,000		
第三次産業	5,640,000	72.4%	
電気・ガス・サービス業等	1,640,000		
政府サービス生産+非営利	4,000,000	51.3%	全体占める割合
		70.9%	第三次産業に占める割合

〔見通し〕
 左表より、村内における生産の産業別分布を見ると第三次産業の占める割合が極めて高い。
 第三次産業の中でも公共事業を示す政府サービス生産は、三次産業中では約7割、全体では約5割を占め、川内村が行う公共サービス産業が、いかに大きな位置付けとなっていることが見受けられる。
 このような環境において、原子力災害後の川内村の復興に際しては、村行政の経済的な役割が必要不可欠であり、極めて重要となる。

村として各方面からの財源確保を速やかに行い、村民サービスの向上を図り、村民の生活基盤の安全と安心の安定化を図らなければならない。

川内村災害復興支援ビジョン

※ 災害復興には、各種事項を実行するための財源確保が必要となります。



【放射能汚染対策に関すること】

今後の川内村の振興にあたって、最も重要視しなければならないことは、震災・特に原子力災害における放射能汚染問題を、どのようにして解決し、それらに伴う風評被害を即急に払しょくすることが、即急な復興策と位置付けられます。この放射能汚染問題が解決・改善されないことには、川内村のあらゆる事業の振興復興が図れないと思われまます。

《具体的な施策項目》

- 放射能汚染状況の把握
 - ・ 村内の各所において、出来るだけ多くの地点で放射能の測定を実施し、継続的な数値を記録する。また、家屋や敷地内の汚染状況を測定する。
- 放射能汚染前の状況の確認
 - ・ 村内の災害後の放射能汚染状況を正確に把握するため、災害前の状況を確認する必要がある。
- 放射性物質の半減期間の確認
 - ・ どのような放射性物質が、人体や自然界に被害を与えるのか。
また、放射性物質が消滅するまでは、どのぐらいの期間を要するのか、正確に確認し対策を施す。
- 気象条件による放射能の濃度算定
 - ・ 空気中の放射性物質(浮遊物)が降雨、降雪により、どのような影響を及ぼすのか。
- 原子力災害による放射能汚染問題に対する人体等への影響や安全確認と放射線量の公表
 - ・ 安全確認のため、より精密な測定器を用い、人体等への影響を迅速かつ詳細に算出し安全性を公表する。さらに居住するための家屋等の安全確認を行う。
- 放射能を吸収する物質の研究・確認と即急な導入
 - ・ 化学反応による除去物質や植物等による吸収体(菜の花・ひまわり等)等の研究を図り、速やかな導入により放射能除去を図る。
- 地下水(井戸水)、河川水、農業用水等への水質に与える悪影響と状況確認(放射能濃度と半減性)
- 土壌の汚染状況確認と植物栽培における農産物への悪影響の把握
- 原子力災害による継続的な汚染状況の測定と放射能管理検査機関の設置
- 放射能の研究機関や各種企業の情報データを保存する機関の誘致(川内村の安全性をPRするためにも)
- 国・県等の放射能に関する専門的な監理監督機関の設置及び東京電力の現地管理事務所の設置
- 村内の居住区域を中心とした位置に放射能監視機器の設置と役場庁舎での集中監視
- 村内の食物(農産物及び天然の山菜やきのこ等)に関して安全を確認するための放射能検査設備の導入と検査体制の確立(公的機関としての検査施設の設置)
- 原子力災害時の放射能汚染に対する緊急時の避難用施設の完備
 - ・ 施設規模は、全村民を収容することが出来るものとする。他地区の避難住民の収容についても検討が必要
 - ・ 避難時の生活を安定安心させるための生活物資の確保と保存用設備倉庫の整備
- 村民の心身面での健康管理の実施(帰村前及び帰村後の定期的な健診の実施)

【高規格道路の整備に関すること】

東日本震災においては、主要国道6号線が破損し震災後の放射能汚染による避難道として使用した、本村への県道小野富岡線が大渋滞をまねいておりません。

このような事実や、今後の原子力発電所に係わる事業においても、本村を介する道路の即急な整備が必要と思われます。

また、本村における道路整備は、川内村の地域振興・復興には欠かすことの出来ない必要不可欠な事業です。

今後、新潟県などの日本海側の地域や福島県の会津地方・中通り地方（郡山市・須賀川市・白河市など）から双葉地方に出向く際の有効な主要道路となることや首都圏から新幹線及び飛行機を利用した際の移動においても、重要な位置付けを示すことは必然です。

《具体的な施策項目》

- 原子力発電所被害時の緊急避難道路、物資流通のための産業用輸送道路、交流人口を増大させ地域振興を図るための道路、村民の生活基盤を支えるための主要道路として整備を行う必要がある。
 - ・ 東側 — 富岡・楢葉方面
 - ・ 西側 — 郡山・会津方面
 - ・ 南側 — いわき・須賀川・白河方面
 - ・ 北側 — 福島・相馬方面
- 東日本大震災時の道路破損状況を考慮した道路建設や積雪除去・凍結を考慮した道路整備を行う必要がある。
 - ・ 震災時に破損した道路状況を見てみると下水道マンホールや上水道管の破損による通行不能が多く見られる。それらを考慮し、工事施工方法や使用材料の材質検討や各種配管を道路地下部以外の部分への設置を考慮すべきである。
 - ・ 川内村は、冬期の気候により道路面に積雪や凍結が起こりやすいため、除雪や凍結防止を考慮した対策を講じることが必要となる。
- 福島県においては、東北自動車道と磐越自動車道を結ぶ「あぶくま高原道路」が設置されております。今後は、この「あぶくま高原道路」を常磐道の磐城富岡インターまで延伸することを実施すべきである。

《課題》

川内村の現状では、現在の道路を拡幅した場合には住宅の移転が必要となってくる。その際には、既設住居の移転を行って整備するのか、既存道路とは別な位置に新設するのかの選択が必要となる。

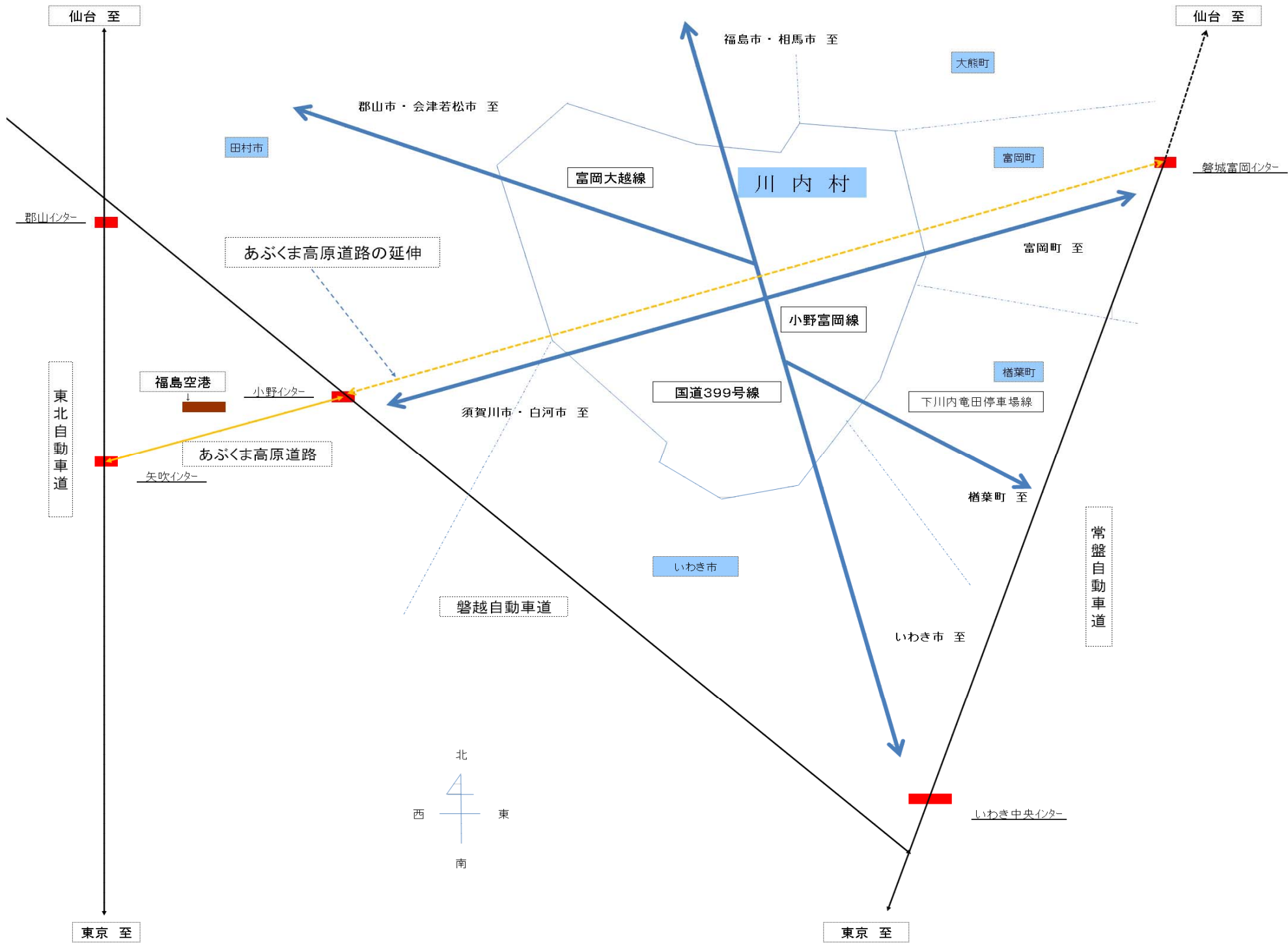
村の振興を考慮した場合に、どのような選択が適正なのか。検討をしなければならない。

さらに、交通の利便性だけを優先してしまうとストローク化現象により、地域が単なる通過地点となり、経済効果が見込めなくなる。道路整備には、民地も含まれてくると思われるので、民地の協力が不可欠となる。

《役場庁舎等の復旧》

- ※ 東日本大震災による村当局の公共施設においても被害があり、役場庁舎をはじめとした公共施設の復旧も道路整備と合わせ、即急に行わなければならない。

【高規格道路整備路線図(案)】



【産業振興基盤の整備に関すること】

川内村の産業振興においては、「雇用の場の確保」と「労働力の提供」が必要となり、その結果、村内における経済的な効果が生まれ、各方面での所得の向上が見込まれることとなります。

原子力災害後、川内村に帰村し、これらの「雇用の場」や「労働力」を、どのようにして確保できるのかを検討しなければなりません。

本村の住民は、原子力関連企業に従事する割合が高く、この度の災害において「雇用の場」を失っている方々が多く見受けられます。今後は、それらの人を受け入れる「雇用の場」が確保できるのか、本村に新規事業の参入が見込めるのか。十分な協議と検討をしなければなりません。

【川内村の既存事業】

土木建築事業、縫製事業、農業、飲食店経営業、飲食品販売業、林業、自動車販売整備業、宿泊施設運営業、給油所経営業、畜産業、各種サービス業等

【新規事業】

即急な雇用対策としての新規事業の実施は、放射能汚染問題もあり難しい状況と思われるが、短・中期的な産業振興を図らなければなりません。

◀具体的な施策項目▶

○ 地産地消の確立と推進を図る。

・ 農産物の栽培

安全性をPRするとともに、単なる栽培だけでなく、農作物の加工を行い、付加価値を付けた販売を行う。

例えば、大豆を栽培し、豆腐や豆乳等の大豆加工品を村民自らが消費し、大豆の生産者及び加工労働者の所得の安定化を図る。

さらに、放射能に対する安全性が確保され、生産性を向上させることが出来るのであれば、生産者の顔が見える商品を流通経路の短縮を図った安価な製品として販売することができ、更なる販売ルート（川内村出身者を活用した）を確立させ販路の拡大する。

・ 畜産農家が生産した牛乳及び加工品(乳製品等)・食肉等の村内消費と販路確保

・ 畜産農家から排出される糞尿をもとに生産した有機たい肥の農地還元による農地の肥沃化及び家庭菜園等への活用(畜産農家所得の増収を含め)

○ 「雇用の場」の確保を図る。

・ 農産物等加工場の設置による雇用の確保

・ 土木・建築業への従事による雇用の確保

・・・ 災害復旧をはじめ、土木建築工事等への従事による雇用確保

・ 農産物の栽培による雇用

・・・ 川内村の気象条件に適した農産物の適正品目の確認と栽培により収益性の向上を図る

・ 畜産業の復興

・・・ 原子力災害により、家畜の飼育が極めて厳しい状況となり、当村において家畜の飼育が復興できるのか検討しなければならない。

○ 第一原子力発電所の廃炉に伴う労働力の供給源としての役割を担う。（居住地及び企業誘致）

○ 災害がれき等を撤去するための労働への従事・災害復旧企業の誘致を図る。

○ 本村において「雇用の場」の確保が難しい場合は、ベッタウン化による住宅の整備促進や定住人口の拡大を図る。（交通網の整備により）

○ 既存の観光財産を活用と新たな観光事業の開発を図る。

・ 既設「かわうちの湯」・「いわなの郷」を活用するとともに、更なる観光物産等の開発を図り、地域振興を図る。

・ 川内村のスポーツ振興、特に著名人による野球イベント等を開催し、村民との交流や他地域からの集客を行い、川内村の活性化を図る。

・ 四季折々の花卉露地栽培により集客を図り、新規の観光事業のいしずえを探る。

【産業振興基盤の整備に関すること】

- エコエネルギーを活用した産業の育成
 - ・ バイオマスエネルギーの活用 . . . 畜産糞尿、人的廃棄物(ごみ、糞尿等)を活用した堆肥づくり等による産業の推進
 - ・ 森林資源の活用 . . . 木造建築の推進、木材や廃材等による燃料化(炭の燃料化含め)による産業の推進
木造建築の推進(耐震性を十分に考慮し一部鉄骨・鉄筋含め) . . . 川内産木材(放射能汚染を確認後)の使用
 - ・ 太陽エネルギーの活用 . . . 積雪を考慮したソーラーパネルの設置に係わる業種での雇用の場の確保
 - ・ 水力エネルギーの活用 . . . 東北電力の既設水力発電所の強化や新規水力発電の検討による雇用の場の確保
- 自然エネルギーを取り入れた住宅建設による集客
 - ・ 太陽光発電や河川水を利用した水力発電等の利用により光熱費の軽減を図る。
- 東日本大震災の被害状況を把握した上での地震に強い川内村(地盤)のPRによる企業誘致

◎ 具体的な方法として

- ・ 原子力災害後は、本村にて栽培・飼育された農畜産物が放射能による風評被害により、販売が困難となることが予想されるため、農畜産物の生産意欲が低迷し、農畜産業分野への従事者が減少し、川内村の農畜産業が衰退してしまうことが考えられます。そこで農畜産業の復興を考えた場合、村が地産地消を含めた生産販売管理を行い、生産者の収益確保と消費者の安全確保を図らなければなりません。そのため、下記の一例を提案し、農畜産物の復興を図りたい。

- ・ 地産地消の具体的な方法とは、

村内にて、栽培・飼育した農畜産物を安全性を確認の上、村民にて消費し、生産者には収益を、消費者には安全で新鮮な農畜産物を供給します。さらに、供給過剰な農畜産物については、加工品として保存可能な状態で販売します。

- 〔米〕 米の作付を村内の適地に割振り、不適地には他の作物を作付する。収入の配分については、営農団体(集団)としての精算とする。
- 〔大豆〕 減反水田等へ大豆を作付し収穫した大豆を加工品として、豆腐、味噌、醤油、豆乳、きなこ、その他(おから、おから加工品)等に加工し収益を得る。
- 〔牛乳〕 酪農より生産される牛乳を直接販売すると共に、牛乳を加工し、チーズやバター等の乳製品を製造し販売する。
- 〔食肉〕 村内にて飼育された家畜の肉(加工品含め)を村内住民にて消費し、安定的な販売と収入の向上に結び付け畜産の振興を図る。
- 〔野菜〕 季節に応じた旬の野菜の提供と保存に適した野菜栽培により漬物等への加工を図り、収入と雇用の場の確保を図る。

原子力災害後の農作物の作付面積については、村主導の計画により収穫量と消費量を想定し決定する。

食品の加工設備の導入費については、村が負担し、村民が労働力の提供を行うこととする。

加工作業の労働賃金は、収益・販売が安定するまでの期間は、日給または時給的な取扱いにより行うが、実績に伴っては、正規職員化を図り、作業員の意識の高揚を図る。

最終的には、加工生産事業の一企業として独立し、川内村の「雇用の場」として役割を果たすことを目的として事業を進める。

加工設備の導入にあたっては、村当局において設置する場所や機器設備の購入費用及び維持管理費面を考慮しなければならないが、村負担については、財源となる補助交付金を活用し、極力、村の自主財源の負担を少なくすることを前提に考えて推進しなければならない。

【快適な居住地の整備に関すること】

原子力災害後の放射能汚染により川内村においては、年少者の健康被害の観点から村外にて教育を受ける家庭が少くないことが予想され人口の減少は必然とされる面もあるが、反面、生活条件の安全性や利便性を考慮した居住地の提供を行うことにより、川内村への定住人口の増大を見込むことができると思われます。

まずは、放射能汚染問題を速やかに解決し、各種復興ビジョンの条件を実行し、川内村のイメージを好転させ、村民の帰村を促すと共に新たな入村者の獲得を促進しなければならない。

◀具体的な施策項目▶

- 集合住宅の整備を行い、村民の高齢化による福祉活動の充実を図ると共に村民への住民サービスの向上を図る。
(災害時の対応を考慮すると、村内には広範囲に高齢者が点在しており避難指示誘導において迅速性が損なわれやすい。
また、保健福祉業務の観点からすると時間的なロスが多く生じやすく、住宅等の集合化により、より効果的な住民サービスの提供が出来ると予測される)
- 村内居住者の通勤や通学等を考慮し、周辺地域への移動の利便性を考えた交通網の整備を図る。
(当然のことではあるが、原子力災害時の緊急避難を含めて早期に整備する)
- 他地域からの情報収集と川内村からの情報発信を迅速に行うための高速通信網の整備を図る。
(常時、放射能汚染の状況確認や安全性の発信ができ、川内村に居住しながら最新の情報収集が図られる)
- 医療福祉施設の充実を図り、放射能汚染による健康被害(精神面含め)の対応を行い、村民の日常生活における安全・安心を図る。
 - ・ 医療施設(放射能被害に対する診療医の常設を含め)、介護施設、老人ホーム等の完備
- 教育機関の充実と研究機関の新設を図る。
 - ・ 小中学校の充実、幼稚園・保育所・託児所・児童館等の充実と各種費用の軽減策を講じる。
 - ・ 放射能に関する研究機関等の誘致を行い、放射能に関する知識を高め、安全性の理解度を高める。
- 自然エネルギー等の活用により災害時の電気や水道水の確保を図りながら、日々の光熱水費の軽減を図れる地域づくりを行う。
- 居住地の快適性を高めるために近隣地にショッピングのできるスーパーやコンビニ等の普及を図り、若者の定住を促進する。
- 村民の安定安心の確保するために生活水を地下水に依存するだけでなく、上水道の整備も検討しなければならない。
(放射能汚染対策や人口の増加を見込んだ場合に地下水だけの生活水確保が適正かを検討する)
- 東日本大震災における建物被害や道路の破損も少ない状況等を踏まえて、地震に強い地盤を有する川内村のPRを行い、地域振興につなげる。
- 現在までの放射能の公的測定においても放射線量が少ない状況を踏まえて放射能汚染の少ない地域のPRを行う。
- 村有地等を中心に開発し、上水道や終末処理等を盛り込んだ宅地造成を行い、下記の事項を考慮し進めながら川内村への入村を促し、人口の増加を図る。
 - ・ 村有地の無償貸与(無償譲渡を含め)による入村を促し、定住人口の増加を図る。
 - ・ 村税等の軽減策や一定期間の免税措置を講じながら、入村の推進を図る。
 - ・ 特定の優遇措置を講じることに伴い、建物の建築様式を統一し、観光地的な見地のもとでの街並みづくりを図ることを目的にします。
(住居兼観光地づくりにより、維持管理面での公費負担が縮小される。景観等を考慮し、地上配線を無くし地下埋設による配線を行う。)

【財源確保のための施策に関すること】

国、地方公共団体等が、原子力災害事後対策及び災害復旧に取り組まなければならない根拠法令として、原子力災害対策特別措置法、災害対策基本法等が挙げられます。

これらの法令に基づき、川内村の即急な復興のために各分野に関連する法令を活用し、関係する省庁及び福島県と連携し速やかに実行しなければなりません。

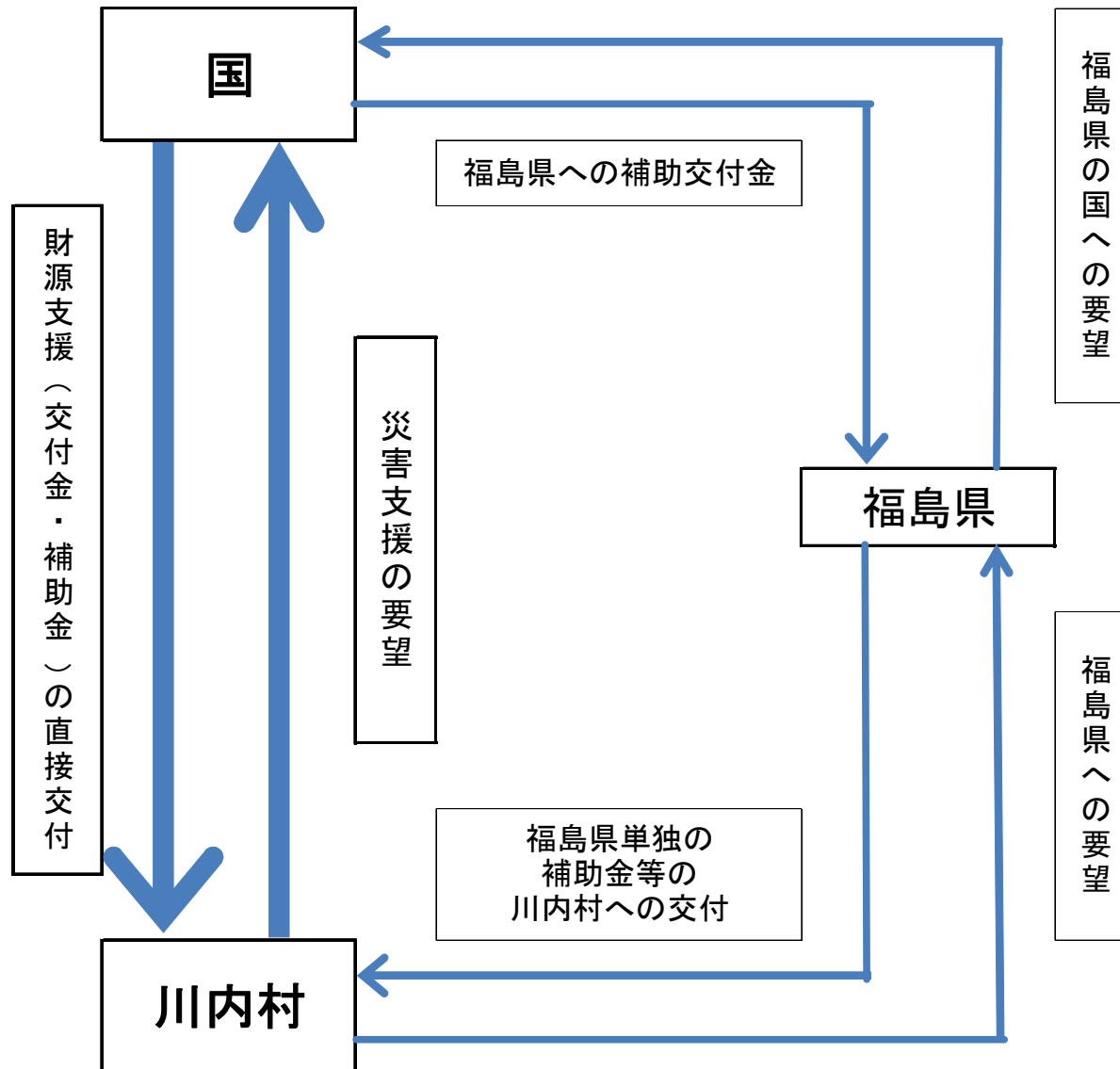
さらに、村の即急な復興のためには、各関係機関からの交付金や補助金の受給が必要不可欠です。さらに受給にかかる各種事務手続きの簡素化や村への直接交付にて資金を受け入れる形態の構築を図ることが必要となります。（各種団体を迂回した資金の流れでは、迅速性や事務の簡素化に欠けてしまう）

根拠法令・・・原子力災害対策特別措置法、災害対策基本法、災害対策基本法施行令等…原子力災害事後対策等より

【財源確保のための事業メニューの検索】

関係機関	事業メニュー
経済産業省	原子力関連事業、産業育成事業、原子力地域産業復興事業等の事業メニューの検索、エコ事業メニューによる産業振興事業メニューの検索
農林水産省	農業・林業を主体とした産業復興事業及び新規事業メニューの検索（バイオマスタウン構想の検討）
国土交通省	土木・建築等によるインフラ整備・復興及び新規事業の事業メニュー、災害に強い宅地造成(液状化、地震、風雪水害等)等の事業メニューの検索、有線(電気・電話・通信ケーブル)設備の埋設化等
総務省	防災関連事業メニュー及び自治体の復興・振興メニューの検索等
厚生労働省	「雇用の場」を確保のための事業メニュー及び原子力災害による被害窓口対応施設の整備等
文部科学省	原子力関連の公的機関及び各種研究・教育機関の誘致事業メニューとその他関連事業メニューの検索
環境省	廃棄物の循環型社会を推進したエコタウンづくりのための事業メニューの検索等
福島県	福島県としての原子力災害及び東日本大震災による復旧・復興のための事業メニューの検索等

川内村復興のための財源措置の流れに関すること



【原子力災害に対する損害賠償に関すること】

《根拠法令》

- ・ 原子力損害の賠償に関する法律

原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、被害者の保護を図り、原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。（原子力発電、原子燃料製造、再処理など原子力施設の運転中に発生した事故により被害を被ったものの救済を制定した法律）

《根拠制度》

- ・ 原子力損害賠償制度

原子力事故により損害が生じた場合には、その損害や内容に応じて原子力損害賠償法に基づき、補償がなされる仕組みを定めております。原子力関連事業者が法律に基づき「原子力損害賠償責任保険」に加入し損害賠償の責任を負うこととなっており、その保険額の範囲において損害賠償を負えないときは、国が援助（国家補償）することとなっています。

《原子力損害賠償補償のための手続き》

原子力発電所の事故により原子力損害に関して、事故との相当因果関係が認められるものを請求される方は、今後、東京電力が開設する被害申出窓口「被害申出書」を提出することとなります。そのため、現時点で分かる範囲での被害内容等を把握し、その内容等を証明の出来る書類を整備する必要があります。

《原子力損害賠償処理機関の設置》

原子力委員会は、原子力損害が発生した場合の賠償処理機関を設置し、原子力損害の調査を行い、国家補償が必要な場合には、原子力損害の評価及び原子力損害賠償に関する紛争の処理を行うために必要な機関を設置する。また、同機関は、国家補償が無く、損害賠償責任保険の範囲において賠償される場合には、保険のてん補すべき額に関し裁定する等、第三者に対する損害賠償が公正かつ迅速に行われるために設置する機関である。